

2025 年日本国際博覧会 事後調査計画書

令和 4 年 6 月

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会

目 次

1. 事業者の氏名及び住所.....	1
2. 対象事業の名称.....	1
3. 対象事業の内容.....	1
3.1 事業計画地の位置.....	1
3.2 施設計画の概要.....	3
3.3 工事計画.....	11
4. 環境保全のための措置.....	14
5. 事後調査の方法.....	18
5.1 調査の目的.....	18
5.2 調査計画.....	18
6. 事後調査報告書の提出時期.....	19

1. 事業者の氏名及び住所

名 称：公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会

代表者：会長 十倉雅和

所在地：大阪市住之江区南港北一丁目 14 番 16 号

2. 対象事業の名称

2025 年日本国際博覧会（略称「大阪・関西万博」）

3. 対象事業の内容

3.1 事業計画地の位置

会場予定地及び（仮称）舞洲駐車場予定地の位置図は、図 3.1(1) 及び(2)に示すとおりである。
会場予定地は、大阪市の臨海部にある埋立地である大阪市此花区夢洲に位置している。また、（仮称）舞洲駐車場予定地は、夢洲に隣接する埋立地である大阪市此花区舞洲に位置している。



図 3.1(1) 事業計画地の位置図（概要）

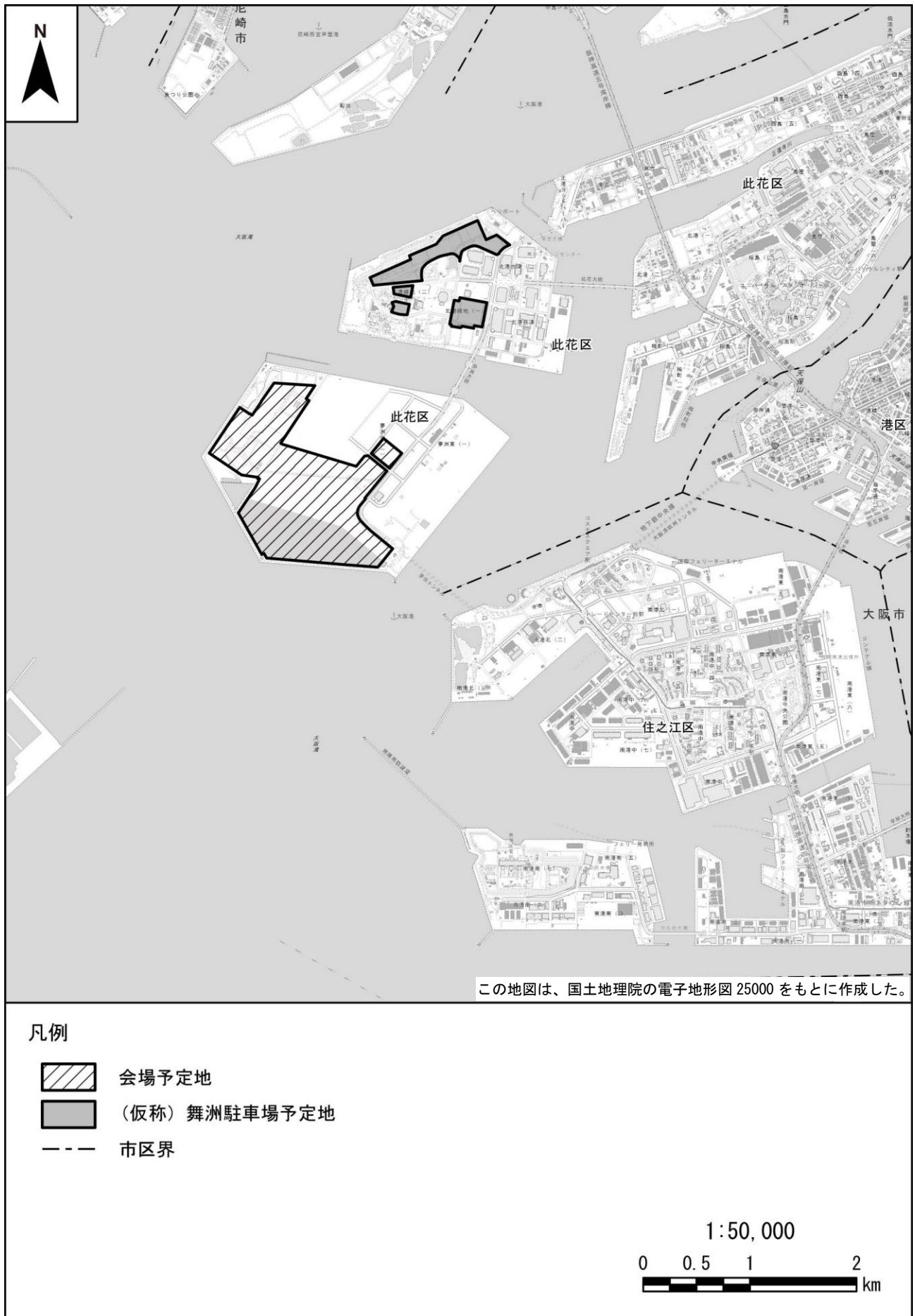


図 3.1 (2) 事業計画地の位置図（詳細）

3.2 施設計画の概要

(1) 事業の目的及び内容

事業の目的及び内容は表 3.1 に示すとおりである。

表 3.1 事業の目的及び内容

目的	本事業は、2025 年に、大阪府大阪市において、国際博覧会条約に基づく国際博覧会を開催するものである。 大阪・関西万博のテーマは、『いのち輝く未来社会のデザイン』である。「いのち輝く未来社会のデザイン」というテーマは、人間一人一人が、自らの望む生き方を考え、それぞれの可能性を最大限に発揮できるようにするとともに、こうした生き方を支える持続可能な社会を、国際社会が共創していくことを推し進めるものである。 言い換えれば、大阪・関西万博は、格差や対立の拡大といった新たな社会課題や、AI やバイオテクノロジー等の科学技術の発展、その結果としての長寿命化といった変化に直面する中で、参加者一人一人に対し、自らにとって「幸福な生き方とは何か」を正面から問う、初めての万博になる。 近年、人々の価値観や生き方がますます多様化するとともに、技術革新によって誰もがこれまで想像しえなかった量の情報にアクセスし、やりとりを行うことが可能となった。このような進展を踏まえ、大阪・関西万博では、世界の叡智とベストプラクティスを大阪・関西地域に集約し、多様な価値観を踏まえた上での諸課題の解決策を提示していく。
位置	此花区夢洲（会場予定地）、此花区舞洲（(仮称) 舞洲駐車場予定地）
面積	会場予定地：約 159ha、(仮称) 舞洲駐車場予定地：約 31ha（約 9,000 台想定）
開催期間（予定）	2025 年 4 月 13 日から 2025 年 10 月 13 日まで
開催時間（予定）	午前 9 時から午後 10 時まで
想定入場者数	約 2,820 万人
会場エリア	パビリオンワールド、グリーンワールド、ウォーターワールド
施設計画	参加国・企業パビリオン、日本館、自治体館、テーマ館、催事ホール、営業施設（物販及び飲食店舗）、エントランス施設、管理施設 等
その他施設	広場、インフラ整備（電気、ガス、通信、上水、雨水、汚水、空調用冷水）、緑地 等
輸送計画	大阪 Metro 中央線（北港テクノポート線）が全体の約 41%、空港や主要駅からのシャトルバスが約 22%、その他の自家用車・団体バス・タクシー等が約 37%の分担率を想定

(2) 会場計画

① 会場デザインコンセプト

会場は、四方を海に囲まれたロケーションを活かし、世界とつながる「海」と「空」が印象強く感じられるデザインとする。円環状の主動線を設け、主動線につながるように離散的にパビリオンや広場を配置することで、誘致の時から「非中心・離散」の理念を踏襲しつつ「つながり」を重ね合わせた「多様でありながら、ひとつ」を象徴する会場を創出し、無数の異なるものたちが一つの世界を共有しているという感覚を来場者が体感することが出来るような場を目指す。

② 会場エリア

会場全体の面積は約 159ha であり、会場内は大きく 3 つのエリア（パビリオンワールド、グリーンワールド、ウォーターワールド）に区分する。

パビリオンワールドは、会場の中央部に位置し、パビリオン等の施設が集まるにぎわいのエリアである。東と西の 2 か所にエントランスゲートを設置する。主要施設としては参加国・企業・国際機関のパビリオン、日本館、自治体館、テーマ館、飲食・物販施設、管理施設、各種供給施

設がある。

グリーンワールドは、密度の高いパビリオンワールドと対照的に、開放的で緑あふれる空間とし、万博体験の幅を広げる役割を持つ。屋外イベント広場や、ベストプラクティスエリア、先進的なモビリティを体験するエリア等が配置される。西向きに瀬戸内の海を直接望むことができる場所でもあり、飲食・物販施設を適切に配置することによって海の上の万博会場を満喫することができる。なお、ベストプラクティスエリアでは、「TEAM EXPO 2025」プログラムにより集まった「いのち輝く未来社会のデザイン」を実現するための活動等のうち、特に優れた取組について「ベストプラクティス」として位置付け、会場内に設けた本エリアで展示・展開する。

ウォーターワールドは、海の上の万博会場を象徴する場所である。堤防によって作られた内海をさらに大屋根（リング）によって囲い取ることで「海の広場」を作り出す。この三日月状の水辺空間は水上イベントを始めとした親水空間での様々な活動に供される。内海に張り出した大屋根（リング）の上は展望歩廊であり、「海の広場」や会場全体を見下ろせる場所であり、南西方向に広がる瀬戸内の海を見渡せる場所ともなる。

③ 主要な施設

会場内には、参加国・企業パビリオン、テーマ館、催事ホール、エントランス施設、管理施設、インフラ等供給施設、日本館、自治体館、営業施設（物販及び飲食店舗）等の建築物を整備する。このうち、パビリオン（当協会が整備するものを除く）は参加国や企業等の出展者が、日本館は日本政府が、自治体館は自治体が計画し整備する。その他の建築物は当協会が整備する。

会場配置計画に示すとおり、大部分の建築物はパビリオンワールドに、一部の建物はグリーンワールドに整備する。原則として建物は会期終了後に敷地から撤去される予定であり、比較的簡易な仮設構造とする計画である。

会場の修景と良好な環境維持のため、当協会において、ガイドラインを策定することを予定している。



図 3.2 会場配置計画

(3) (仮称) 舞洲駐車場の計画

(仮称) 舞洲駐車場予定地は、来場者のパークアンドライドシステムを構成する万博の会場外駐車場として来場者の自家用車の駐車スペース（約 9,000 台）、会場予定地との間を結ぶパークアンドライドバスの乗降場所、トイレ他サービス施設等を設置する計画である。(仮称) 舞洲駐車場予定地は現況が裸地、草地または舗装地の箇所を候補に設置する計画である。

(仮称) 舞洲駐車場予定地を利用する来場者の乗用車の走行経路は、阪神高速道路の湾岸舞洲出入口・淀川左岸舞洲出入口まで阪神高速を走行し、此花大橋を経由して(仮称) 舞洲駐車場予定地に至る経路を基本とする。ICT 等の技術活用により湾岸舞洲・淀川左岸舞洲出入口利用者にインセンティブを付与する等の方法により、この走行経路を利用するよう誘導すること等を計画している。

(仮称) 舞洲駐車場予定地と会場予定地との間のパークアンドライドバスは、夢舞大橋を経由する。

(4) 輸送計画

大阪・関西万博の想定来場者数 2,820 万人の円滑な来場を実現するために、鉄道・道路・海路・空路等の既存交通インフラを最大限活用したアクセスルートを計画する（図 3.3、図 3.4）。

万博来場者の集中による交通渋滞や混雑等を軽減するため、入場できる期間や時間帯を限定した入場券の設定や入場事前予約制度の導入、(仮称) 舞洲駐車場の利用についても事前予約制とすることや、鉄道・道路における経路誘導・経路分散、MaaS 等を活用し、道路渋滞情報等をリアルタイムで提供するなど、最適な推奨ルートの提供等について検討する。また、万博交通のマネジメントを行ったうえで、沿線企業等にテレワーク、時差出勤、渋滞箇所の通過を避けるようお願いするなど、一般交通の抑制、分散、平準化を目的とした取組をはたらきかける TDM の実施について検討する。

これら来場者輸送の基本的な方針については 2022 年 6 月に「大阪・関西万博 来場者輸送基本方針」として公表しており、具体的な取組内容については引き続き検討を行い、適宜公表する。

以下に各交通インフラの計画を示す。

① 鉄道

大阪メトロ中央線のコスモスクエア駅から会場となる夢洲に鉄道（北港テクノポート線）が延伸され、新たな駅が建設される予定であり、これらが主な公共交通ルートとなる。

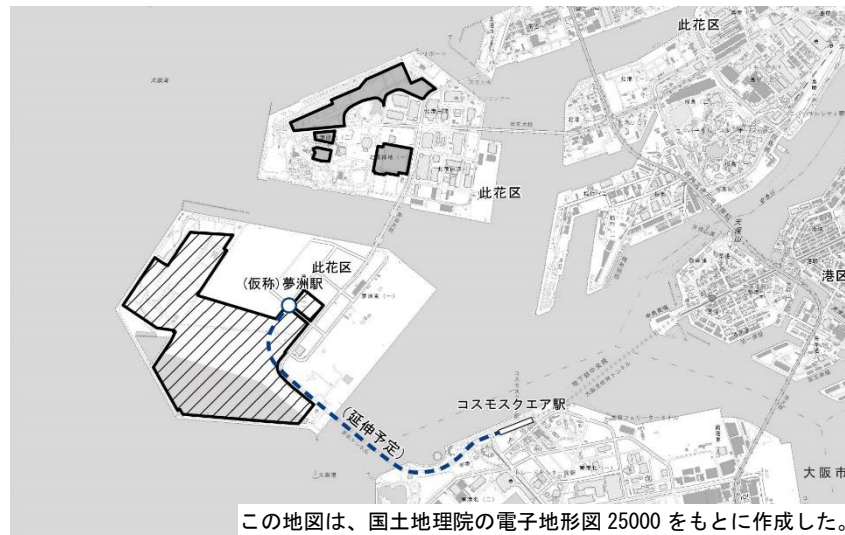


図 3.3 建設予定の（仮称）夢洲駅

② 自動車

一般の自家用車については、会場から概ね 15km 圏内に設ける会場外駐車場でバスに乗り換えるパークアンドライド方式を採用し、夢洲への乗り入れは、原則として禁止とする。なお、会場となる夢洲には、団体バスや障がい者専用の駐車場（団体バス約 810 台、障がい者用約 200 台を計画）、シャトルバス、パークアンドライドバス及びタクシーの乗降空間となる交通ターミナルを設ける。

③ シャトルバス（主要駅・空港）

鉄道主要駅及び空港から万博会場まで直通で運行するシャトルバスを設ける。シャトルバス乗降場は、会場西ゲートに隣接する交通ターミナルに設ける。

④ 海路・空路

会場が島というロケーションを活かして、民間企業等による船によるアクセスの導入も検討されている。旅客の乗降場は夢洲の北側エリアが想定されている。

⑤ 車両の走行経路

供用時の施設関連車両の主要な走行ルートは、図 3.5 に示すとおりである。

シャトルバスの走行経路は、阪神高速道路の湾岸舞洲出入口・淀川左岸舞洲出入口まで走行し、此花大橋、夢舞大橋を経由して夢洲の会場予定地に至る経路を基本とする。

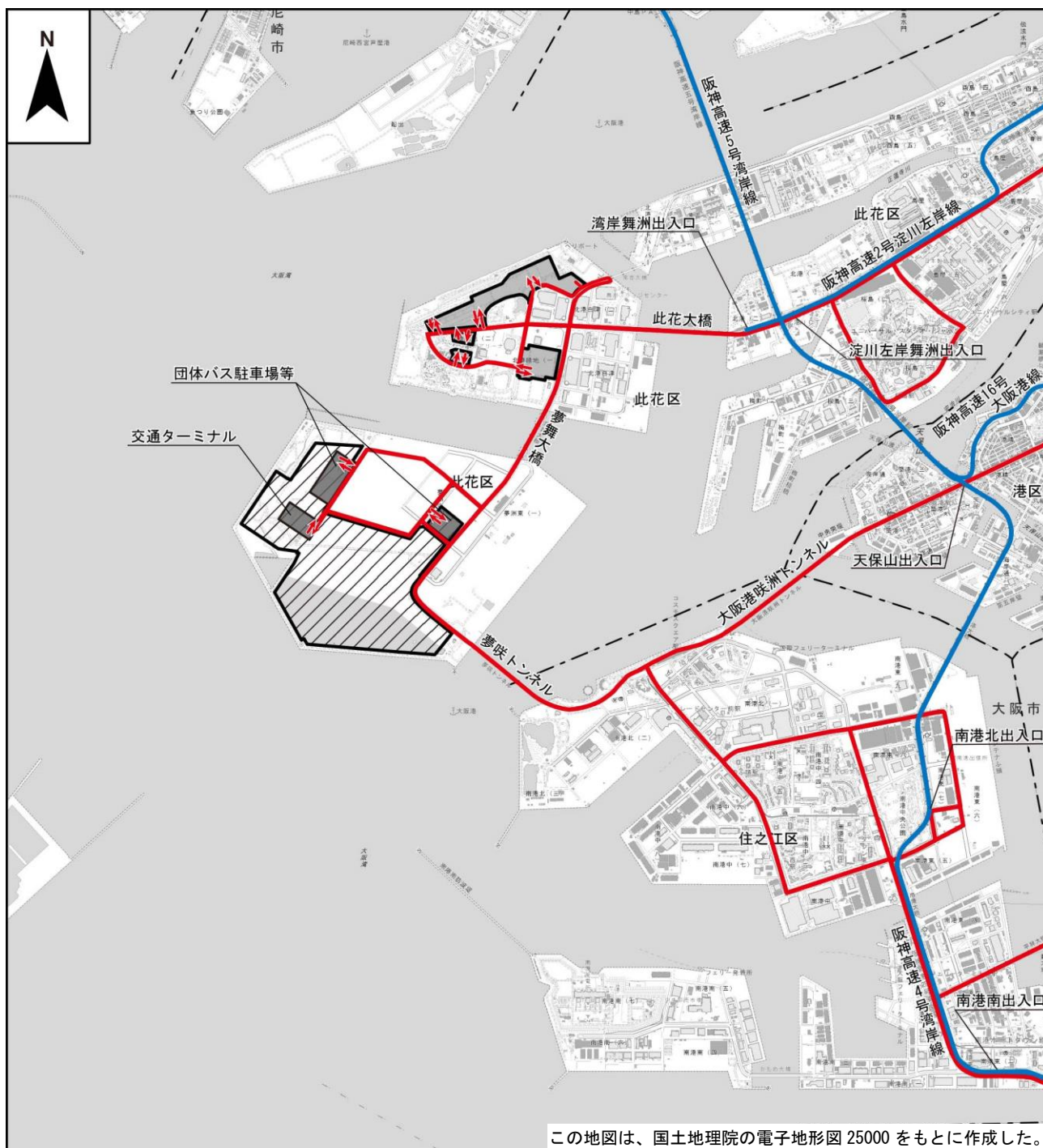
団体バス、障がい者用車両、タクシー、貨物輸送車両、管理用車両は、夢舞大橋または夢咲トンネル経由で夢洲の会場予定地に至る経路を基本とする。

パークアンドライドバスは、阪神高速道路の湾岸舞洲出入口・淀川左岸舞洲出入口まで走行し、此花大橋、夢舞大橋を経由して夢洲の会場予定地に至る経路を基本とする。(仮称) 舞洲駐車場予定地からはパークアンドライドバスにより夢舞大橋を経由して夢洲の会場予定地に至る経路とする。

乗用車は、阪神高速道路の湾岸舞洲出入口・淀川左岸舞洲出入口まで走行し、此花大橋を経由して舞洲の(仮称) 舞洲駐車場予定地に至る経路を基本とする。

なお、大阪市においては、国際博覧会開催決定を契機に、夢洲における国際観光拠点形成に向けた基盤整備として、此花大橋・夢舞大橋等における車線増加や、夢洲内における港湾物流交通と観光交通の分離等の事業が進められている。

また、今後夢洲での取扱貨物量が増加する場合の対応として、大阪市は、開催期間中における船舶着岸場所や空コンテナ返却場所を、一時的に夢洲から咲洲に変更する「咲洲シフト」等を検討している。



凡例



会場予定地



(仮称) 舞洲駐車場予定地



市区界



車両入口



車両出口

供用時の施設関連車両主要走行ルート



都市高速道路



一般道路

注：走行ルートは現時点での計画を示しており、今後の周辺道路の整備状況等により変更となる可能性がある。
出入口については代表的な位置を示している。

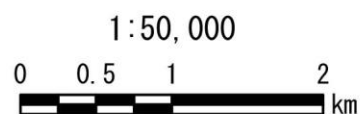


図 3.5 供用時の施設関連車両の主要な走行ルート

3.3 工事計画

(1) 工事工程

【会場予定地】

会場整備は、大阪市による埋立・盛土工事が完了した部分から着手する。埋立形状は平地であり、会場整備にあたり大規模な掘削工事や盛土工事は想定されない。インフラ工事のあと、会場内の通路及び建築物敷地を整備し、路面舗装、各敷地におけるパビリオン等施設の建築や設備設置工事、緑地整備工事等を行う。

会期終了後には原則としてすべての建築物及び設備等の撤去工事（解体または移設）を行うが、一部はレガシーとして現地で再利用するための改修工事等を行う可能性がある。以上の工程は概ね表 3.2 に示すとおりである。

なお、夜間及び休日の工事は原則行わないが、やむを得ず工事を行う場合は、騒音等に十分配慮して実施する。

表 3.2 会場予定地の工事工程

工事内容	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
造成・インフラ工事					
パビリオン等建築工事					
開催・供用期間					
撤去工事					

【（仮称）舞洲駐車場予定地】

現況はほぼ平地であり、整備にあたり大規模な掘削工事や盛土工事は想定されない。敷均しのあと、駐車スペースや通路等を舗装し、乗降場やサービス施設等を建設する。会期終了後には舗装及び施設等の撤去工事を行う。工程は概ね表 3.3 に示すとおりである。

なお、夜間及び休日の工事は原則行わないが、やむを得ず工事を行う場合は、騒音等に十分配慮して実施する。

表 3.3 （仮称）舞洲駐車場予定地の工事工程

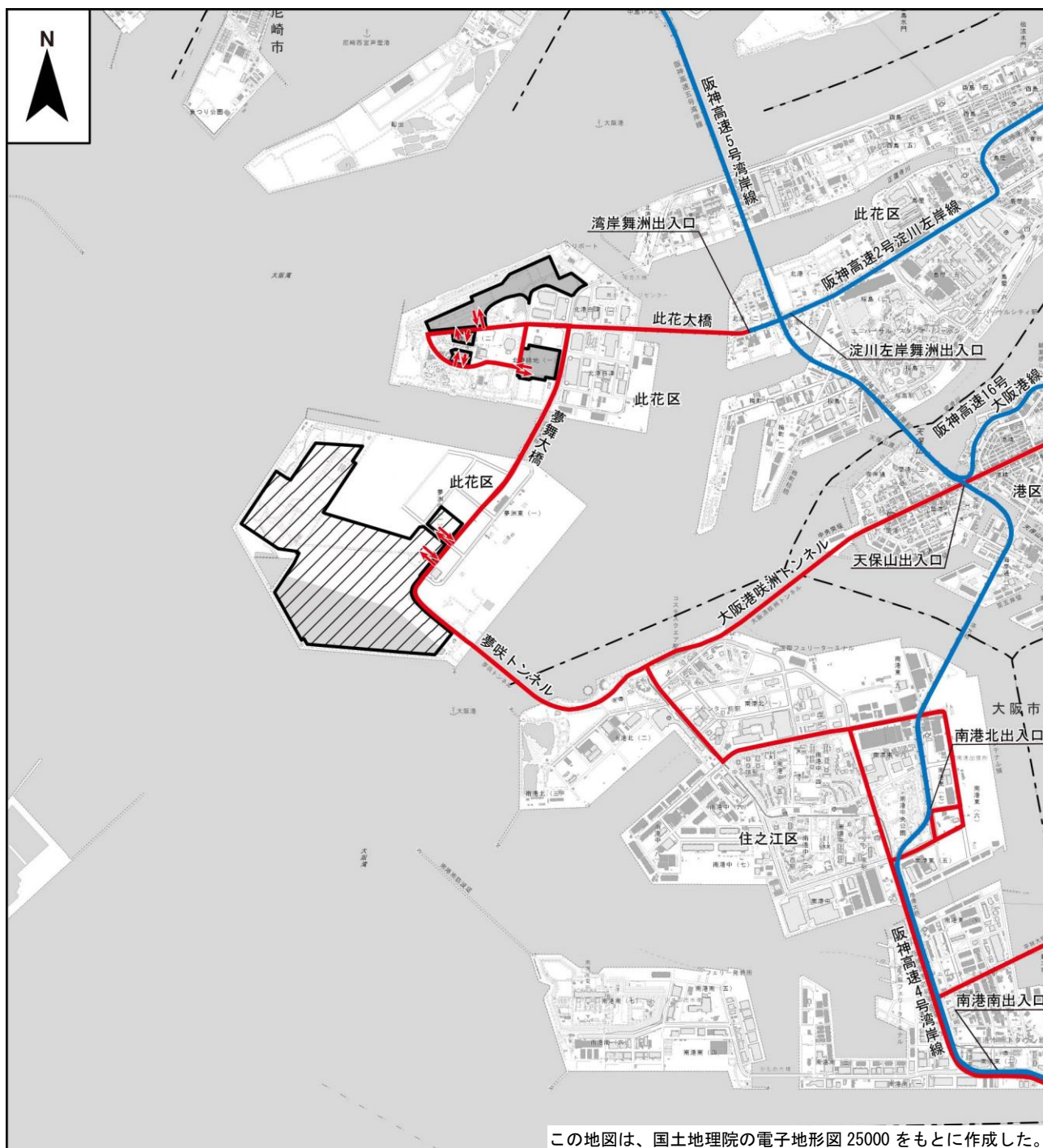
工事内容	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度
敷均し・敷地造成工事					
建築・設備設置工事					
開催・供用期間					
撤去工事					

(2) 工事関連車両走行ルート

会場整備工事に伴い、建設機材の搬出入、資材や設備の搬入、廃棄物の搬出等の車両の交通が発生する。撤去工事に伴い、機材の搬出入、再利用資材や廃棄物の搬出等の車両の交通が発生する。その他、従事者の輸送等に伴う乗用車の交通も想定される。

基本とする交通経路は、図 3.6 に示すとおりである。方法書においては、此花大橋、夢舞大橋を経由して会場予定地、(仮称)舞洲駐車場予定地に至る経路としていたが、大阪市との協議、調整の結果、周辺道路の交通量の調査結果や周辺の交差点改良等の計画を踏まえて、道路混雑を避ける観点から、夢咲トンネルを経由して夢洲に至るルートの追加を行っている。なお、此花大橋、夢舞大橋を経由するルートについては、住居地域への影響を抑制する観点から、可能な限り阪神高速道路を利用する計画としている。また、工事資材輸送は可能な限り此花大橋、夢舞大橋を経由するルートを優先し、夢咲トンネルを経由するルートの工事車両・通勤車両の利用を最小限に抑える計画とする。

なお、船舶による資材搬入等についても検討を行っており、資材を搬入する船舶は夢洲北側の護岸に接岸することを想定している。



凡例



会場予定地



(仮称) 舞洲駐車場予定地



市区界



車両入口



車両出口

工事関連車両主要走行ルート



都市高速道路



一般道路

注：走行ルートは現時点での計画を示しており、今後の周辺道路の整備状況等により変更となる可能性がある。
出入口については代表的な位置を示している。

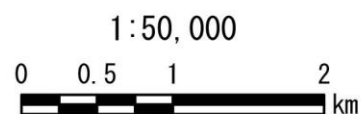


図 3.6 工事関連車両の主要な走行ルート

4. 環境保全のための措置

事業の実施にあたっては、以下の環境保全対策を講じ、周辺地域への影響をできる限り低減するよう努める。

表 4.1(1) 環境保全のための措置の概要（工事中）

項目	環境保全のための措置の概要（工事中）
工事計画	・工事の実施にあたっては、最新の公害防止技術や工法等の採用及び低公害型機材の使用等、周辺地域に対する影響の回避・低減対策を実施する。また、工区割を行い、可能な限り工事の平準化に努める。 ・工事関連車両の走行にあたっては、走行ルートの適切な選定、通行時間帯の配慮、輸送効率の向上、運転者への適正走行の周知徹底、工事関連車両の運行管理等、周辺環境への影響を最小限にとどめるよう配慮する計画である。また、夜間工事は原則行わないが、やむを得ず工事を行う場合は、騒音等に十分配慮して実施する。 ・建設工事に伴い発生する土砂は、原則会場内で盛土や埋め戻しに使用し、夢洲外への土砂の搬出は行わないこととする。
大気質	・建設資材等の運搬は、車両走行ルートの通行時間帯の配慮、運転者への適正走行の周知徹底、工事関連車両の運行管理を行う。 ・車両走行ルートの適切な設定を行い、歩道を有する幹線道路や高速道路の利用を優先する。 ・工事関連車両のタイヤ洗浄等により粉じんの飛散防止に努める。 ・船舶は適切に整備・点検を行い、整備不良による排出ガス中の大気汚染物質の増加を抑制する。 ・船舶の航行にあたっては、航行速度の最適化に努め、高負荷運転をしないよう関係者への周知徹底を図る。 ・工事区域の周囲に仮囲いを行い、適宜散水及びタイヤ等の洗浄を行い、粉じんの発生・飛散防止を図る。 ・工事実施時点における最新の排出ガス対策型建設機械を採用するよう努め、建設機械の空ぶかしの防止、アイドリングストップの励行及び同時稼働のできる限りの回避等の適切な施工管理を行う。 ・工事の実施にあたっては、工区割を行い、できる限り影響が低減されるよう、工事の平準化に努める。 ・解体時には、工事区域の周囲の仮囲いに加え、解体建物の周囲にパネルを設置するとともに、適宜散水及びタイヤ等の洗浄を行い、粉じんの発生・飛散防止を徹底する。
水質	・工事中の生活排水を含む汚水は、回収を行い適正に処理する。 ・著しい降雨時の土工は極力避け、濁水の発生を抑制する。 ・工事中の雨水等は、会場予定地内南側のウォーターワールド予定地に流入させ、同地内を経由させることで、SSの除去を行う計画である。また、コンクリート打設等に伴うアルカリ性の排水は pH 調整を行った後にウォーターワールドを経由して既設の余水吐より放流する計画である。 ・（仮称）舞洲駐車場予定地における雨水排水等は、計画地内に設けた沈砂池に雨水を導き、SSの除去・pH調整を行った後に下水放流する計画であり、海域への排出は行わない。
土壌	・土壌の掘削に際しては土壌汚染対策法等に基づき散水等、土壌の飛散防止を図る。 ・工事関連車両の会場予定地の出場にあたっては、タイヤ等洗浄を実施し、付着した土壌の会場予定地からの持ち出しを防止する。 ・夢洲 1 区においては、50cm 覆土を維持し、本事業として盛土を行った上で、その盛土層のみを掘削する計画とする。
騒音・振動・低周波音	・建設資材等の運搬は、車両走行ルートの通行時間帯の配慮、運転者への適正走行の周知徹底を行う。 ・車両走行ルートの適切な設定を行い、歩道を有する幹線道路や高速道路の利用を優先する。 ・工事関連車両の運行管理は、各関係機関等との緊密な工事調整を行う計画である。 ・工事の実施にあたっては、工区割を行い、できる限り影響が低減されるよう、工事の平準化に努める。 ・低騒音・低振動型の建設機械の導入や回転圧入形式の杭工法等、騒音・振動の影響が小さい工法の採用に努める。 ・建設機械の空ぶかしの防止、アイドリングストップの励行、同時稼働のできる限りの回避等の適切な施工管理を行う。
廃棄物・残土	・パビリオン建築に係るガイドラインを策定し、建築資材のリサイクルの推進に努める。 ・できる限り場内で種類ごとに分別し、中間処理業者に引き渡すことにより再生骨材、路盤材、再生チップ等としてリサイクルを図る。 ・使用する建設資材等については、できる限りリサイクル製品を使用するものとし、建設リサイクルの促進についても寄与できるよう努める。 ・梱包資材の簡素化による廃棄物の発生抑制や分別コンテナによる廃棄物分別により廃棄物の減量化に努める。 ・杭工事等により発生する汚泥については、産業廃棄物として法令などに基づき再生利用等適正に処理を行う。

表 4.1(2) 環境保全のための措置の概要（工事中）

項目	環境保全のための措置の概要（工事中）
動物・植物・生態系	・工事関係者の工事区域外への不要な立ち入りを防止する。 ・騒音及び振動の発生源となる建設機械は、可能な限り低騒音型、低振動型を使用する。 ・夜間工事を行う場合には、工事を最小限にとどめ、適切な遮光フードの採用、照明器具の適正配置により、会場予定地外及び（仮称）舞洲駐車場予定地外に生息・生育する動植物への影響を可能な限り低減する。 ・夢洲1区の内水面付近は、2025年度末まで、草刈りなどの対策を大阪市等と調整し実施することにより、裸地を利用する鳥類が利用できるよう検討する。 ・ウォーターワールド内の沈殿池は地盤改良工事の予定がなく、浅場や羽休め等の休息の場として鳥類の利用が可能であると考えられる。また、ウォーターワールドの南東部は、工事で移動させた底質土砂の一部等を大阪市と連携し適切な場所に戻し、水位を回復させることで浅場となり、水辺を利用する鳥類が利用できるよう検討する。 ・重要な植物のヒトモトススキ及びカワツルモについては、土地の改変等の予定がない地点に大阪市が移植を実施した。土地貸与後の工事開始前に会場内において生育状況の確認を行い、生育が確認された場合は有識者の指導に基づき移植など適切な対応を行う。 ・重要な植物のコガマ及びカワヂシャは、工事開始前に生育状況の確認を行い、生育が確認された場合は有識者の指導に基づき採取して標本として保存する。 ・ハマボウ、ホソバノハマアカザ及びウラギクについては、土地貸与後の工事開始前に生育状況の確認を行い、生育が確認された場合には有識者の指導に基づき、適切な対応を行う。 ・（仮称）舞洲駐車場予定地の工事では、カヤネズミを予定地周辺の生息可能な場所へ移動させるため、工事開始前の草刈りを行う際に草地の中央付近から周辺へ進め、作業を複数回に分けて実施する。 ・コアジサシについては会場予定地内及び（仮称）舞洲駐車場予定地内において飛来が確認された場合には、「コアジサシ繁殖地の保全・配慮指針」に基づき、防鳥ネットによる被覆等の営巣防止対策を実施する。また、営巣が確認された場合には、付近を原則立入禁止とする等、配慮、対策を行う。
自然とのふれあい活動の場	・工事関連車両の運行にあたっては、乗り合いを推進すること、朝夕の通勤により混雑する時間帯をできる限り避けることにより工事関連車両の車両台数の低減を図る。 ・工事関連車両運転者に対しては、歩行者等の優先の徹底、交差点進入時、右左折時における歩行者等の安全確認の徹底等の交通安全教育を徹底する。

表 4.1(3) 環境保全のための措置の概要（供用中）

項目	環境保全のための措置の概要（供用中）
大気質	・ 高速道路への誘導を行い、交通渋滞の抑制に努める。 ・ (仮称) 舞洲駐車場の事前予約制の導入を行うことで、来場時間の平準化を行い、車両のピーク時間帯への集中を回避する。 ・ 空ぶかしの防止やアイドリングストップの励行等、大気汚染物質の排出量の低減に努める。 ・ 船舶は適切に整備・点検を行い、整備不良による排出ガス中の大気汚染物質の増加を抑制するよう関係者への周知徹底を図る。 ・ 船舶の航行にあたっては、航行速度の最適化に努め、高負荷運転をしないよう関係者への周知徹底を図る。 ・ 空調熱源については、導入時点における最新の低 NOx 機器を採用するよう努める。 ・ 会場予定地及び (仮称) 舞洲駐車場予定地内の車両の稼働にあたっては、空ぶかしの防止やアイドリングストップの励行等、大気汚染物質の排出量の低減に努める。 ・ エコドライブの実施を推奨し、施設関係者への周知を図る。
騒音・振動・低周波音	・ 高速道路への誘導を行い、交通渋滞の抑制に努める。 ・ (仮称) 舞洲駐車場の事前予約制の導入を行うことで、来場時間の平準化を行い車両のピーク時間帯への集中を回避する。 ・ 空調設備等について、低騒音型の設備をできる限り採用する。 ・ 必要に応じて防音壁の設置等の対策を行う。 ・ 賓客用ヘリポートに関しては、極力夜間の離発着を避け、昼間に離発着できるよう、関係者への呼びかけを行う。 ・ ヘリコプターの運航にあたっては、進入・出発経路が可能な限り配慮施設に接近しない経路とし、原則として開催時刻外の早朝夜間は運行しない。離陸時には安全に配慮したうえで速やかに安全飛行高度まで上昇して地上への騒音影響を低減する。
廃棄物・残土	・ 営業施設等での容器包装等の使用量削減の推進、来場者へのマイバッグ・マイボトル等の利用の呼びかけ、分かりやすいピクトグラムによる正しいごみの分別の促進により、廃棄物の発生抑制を行う。 ・ 出展者、サプライヤーと連携し、各施設から出るごみの計量、ごみ料金徴収（従量制）による削減意識の啓発、入場事前予約制度と連動した需要予測による食品ロスの削減、リユース食器の採用、非プラスチック製の容器・包装資材等の使用等の実施を検討する。 ・ ESMS（持続可能性管理システム）の構築検討を進めており、具体的な取組項目や内容、目標等については、今後、検討していくが、ESMS の導入により、PDCA サイクルでの進捗管理、取組の継続的な改善・最適化を図る。
地球環境	・ 空調熱源の高効率化、高効率照明（LED）の採用、節水器具の採用、CASBEE®等建築環境総合評価システムの活用を行う。 ・ 改定版「EXP02025 グリーンビジョン」では、核となる対策の候補として、DACCS やメタネーションなどの技術の導入を挙げており、これらの対策の実施、ネガティブエミッション技術等の導入、クレジット等の会場外での創出支援、寄付、購入により、カーボンニュートラルを目指す。 ・ 2022 年度から開始された大阪府市の車両購入補助制度を活用して、バス事業者へ電気自動車の購入促進を図り、シャトルバスやパークアンドライドバス等に電気自動車等を可能な限り導入に努める。 ・ ESMS（持続可能性管理システム）の構築検討を進めており、具体的な取組項目や内容、目標等については、今後、検討していくが、ESMS の導入により、PDCA サイクルでの進捗管理、取組の継続的な改善・最適化を図る。
動物・植物・生態系	・ 空調設備等は可能な限り低騒音型及び低振動型の設備を採用し、適切な維持管理を行う。 ・ 適切な遮光フードの採用、照明器具の適正配置により、会場予定地外及び (仮称) 舞洲駐車場予定地外に生息・生育する動植物への影響を可能な限り低減する。 ・ グリーンワールドや静けさの森には緑地を確保することにより動物が利用できるよう検討する。 ・ 夢洲 1 区の内水面付近は、2025 年度末まで、草刈りなどの対策を大阪市等と調整し実施することにより、裸地を利用する鳥類が利用できるよう検討する。 ・ ウォーターワールドの沈殿池は、地盤改良工事の予定がなく、浅場や羽休め等の休息の場として鳥類の利用が可能と考えられる。また、ウォーターワールドの南東部は、工事で移動させた底質土砂の一部等を大阪市と連携し適切な場所に戻し、水位を回復させることで浅場となり、水辺を利用する鳥類が利用できるよう検討する。

表 4.1(4) 環境保全のための措置の概要（供用中）

項目	環境保全のための措置の概要（供用中）
景観	・パビリオン等の建設にあたっては、パビリオンの設計に係るガイドラインを策定し、パビリオンの高さについて、計画・設計上の制限又は禁止事項等を設け、大阪港の景観形成や夕陽への影響に配慮を行う。 ・照明設備の詳細計画やパビリオンの設計においては、IDA（International Dark-sky Association）の「責任ある屋外照明の5つの原則」等を参考に検討しており、会場外への影響をできる限り抑えるよう配慮する。 ・ガイドラインにおいて、屋外照明及び屋内照明のうち外に漏れる光への対策についても評価項目としている建築環境総合性能評価システム（CASBEE[®]-短期使用）により評価を行い、建築物環境効率ランク A 以上とする。
自然とのふれあい 活動の場	・主要ターミナル駅からのシャトルバスやパークアンドライドバスを導入することにより来場者等の車両台数の低減や車両交通流の円滑化を図る。 ・（仮称）舞洲駐車場においては、原則事前予約制の導入を行うことで、来場時間の平準化を行い車両のピーク時間帯への集中を回避する。 ・舞洲内道路については、一方通行での運用も視野に入れて関係機関等と調整を行う。 ・駐車場内や入口付近の交通流動については、今後の施設設計において、場内に来場者車両の滞留スペースを設置する等、周辺交通への影響をできる限り低減するよう検討する。 ・駐車場の出入口には、警備員を適切に配置する等、歩行者の安全確保について検討する。
交通計画	・来場者の円滑な輸送を実現するために、鉄道・道路・海路・空路等の既存交通インフラを最大限活用したアクセスルートを計画する。 ・万博来場者の集中による交通渋滞や混雑等を軽減するため、入場できる期間や時間帯を限定した入場券の設定や入場事前予約制度の導入、（仮称）舞洲駐車場の利用についても事前予約制とすることや、鉄道・道路における経路誘導・経路分散、MaaS 等を活用し、道路渋滞情報等をリアルタイムで提供するなど、最適な推奨ルートの提供等について検討する。また、万博交通のマネジメントを行ったうえで、沿線企業等にテレワーク、時差出勤、渋滞箇所の通過を避けるようお願いするなど、一般交通の抑制、分散、平準化を目的とした取組をはたらきかける TDM の実施について検討する。
緑化計画	・グリーンワールド等の整備における植栽樹種については在来種を中心に選定するほか、敷地内のオープンスペース等についても、可能な限り緑化するよう努める。 ・植栽後の樹木の状況（植栽状況、生育状況等）、植栽散水、剪定、施肥等の維持管理の実施状況について適宜確認し、必要に応じて適切な追加対策を講じることにより、樹木の育成と維持管理に努める計画である。

5. 事後調査の方法

5.1 調査の目的

本調査は、本事業に係る工事の着手後に、本事業の実施が環境に及ぼす影響を把握し、評価の指針に照らして本事業の影響を検証するとともに、必要に応じて適切な環境保全措置を講じることなどにより、周辺地域の環境保全を図ることを目的とする。

5.2 調査計画

(1) 調査項目等

事後調査の対象とする調査項目等は、表 5.1 に示すとおりである。

表 5.1 事後調査の対象とする調査項目等

環境影響要因		調査項目	調査内容
工事着手前		陸域動物	鳥類の飛来状況の確認
		陸域動物、陸域植物	動物、植物の生息状況・生育状況（重要種）の確認
建設・解体工事中	建設機械の稼働	建設機械・工事関連車両の稼働状況	種類・型式別の稼働台数・稼働時間等
		騒音・振動	建設・解体作業騒音・振動
	工事関連車両の走行	騒音・振動・交通量	道路交通騒音・振動、交通量
	土地の改変・解体	廃棄物・残土	種類別発生量・排出量
		陸域動物	鳥類の飛来状況の確認
施設の利用	施設の供用	騒音・低周波音	博覧会開催による騒音・低周波音 航空機による騒音・低周波音
		廃棄物	種類別発生量・排出量
		地球環境	エネルギー消費量
		陸域動物	鳥類の飛来状況の確認
	施設関連車両の走行	騒音・振動・交通量	道路交通騒音・振動、交通量

(2) 調査内容

事後調査の調査項目、調査時期・頻度、調査地点・範囲及び調査手法は、表 6.1(1)～(4)に示すとおりである。なお、事後調査の内容は、建設・解体工事については工事の進捗状況、発生交通の状況等を、また、施設の利用については供用中の周辺状況を踏まえて、適宜見直しを行う。

(3) 調査結果の評価の方法と対策

事後調査結果について、環境影響評価書に記載した環境保全目標との対比、予測結果や現況データ、予測の前提条件等との比較を行うことにより、対象事業の環境影響の程度を評価する。なお、評価の結果、対象事業により顕著な環境影響があると認められた場合には、関係機関と協議のうえ、適切な対策等を検討・実施する。

6. 事後調査報告書の提出時期

建設・解体工事：原則として着工後１年ごとに工事工程を勘案しながら、事後調査結果を報告書としてとりまとめ、提出する。

施設の利用：事後調査終了後、結果を報告書にとりまとめ、提出する。

表 6.1(1) 事後調査内容（工事着手前）

調査項目		調査手法	調査地点・範囲	調査時期・頻度	評価指針
陸域動物・陸域植物	哺乳類（重要種）の生息状況	任意調査	（仮称）舞洲駐車場予定地及びその周辺 会場予定地及びその周辺	工事着手前に1回	環境保全の観点から、適切な配慮がなされていること
	鳥類の飛来状況	定点調査、任意調査			
	昆虫類（重要種）の生息状況	任意調査			
	植物（重要種）	任意調査			

表 6.1(2) 事後調査内容（建設・解体工事）

調査項目		調査手法	調査地点・範囲	調査時期・頻度	評価指針
建設機械・工事関連車両の稼働状況		工事作業日報の整理等による	会場予定地及び（仮称）舞洲駐車場予定地	建設工事・解体工事期間中	環境保全の観点から、環境負荷の低減に配慮された工程になっていること
騒音・振動	建設・解体作業騒音・振動	・騒音：「騒音に係る環境基準について」（平成10年9月環境庁告示第64号）に定める測定方法で測定する。測定高さは地上1.2mとする。 ・振動：「振動規制法施行規則」に定める測定方法で測定する。	敷地境界地点 会場予定地及び（仮称）舞洲駐車場予定地 各1地点	・建設工事、解体工事期間中について各々の影響最大月に1日 ・工事時間帯に測定	・騒音 特定建設作業に係る騒音の規制基準値（85 デシベル）以下であること ・振動 特定建設作業に係る振動の規制基準値（75 デシベル）以下であること
	道路交通騒音・振動	・等価騒音レベル（L_{Aeq}） ・振動レベルの80%レンジ上端値（L_{10}） ・交通量	工事車両の主要通行ルート5地点 （図 6.1(1) 交通 No.1 ～ 交通 No.3、交通 No.5、交通 No.6）	・建設工事、解体工事期間中について各々の影響最大月に1日 ・日中（工事関連車両通行時間帯）に測定	・騒音 環境保全目標値（交通 No.1 ～ No.3 は昼間：70 デシベル、夜間：65 デシベル、交通 No.5 ～ 交通 No.6 は昼間：65 デシベル、夜間：60 デシベル）以下であること ・振動 道路交通振動の要請限度（昼間：70 デシベル、夜間：65 デシベル）以下であること
廃棄物・残土		種類別発生量・排出量及びリサイクル量等	会場予定地及び（仮称）舞洲駐車場予定地	建設工事・解体工事期間中	環境保全の観点から、発生量・排出量の抑制及び適切なリサイクル・リユース・処理がなされていること
陸域動物		鳥類の飛来状況	会場予定地及びその周辺	建設工事・解体工事期間中の毎年4月から7月に各月1回	環境保全の観点から、適切な配慮がなされていること

注：工事最盛期の時期は、工事の進捗状況等を踏まえて最終的に決定する。

表 6.1(3) 事後調査内容（施設の利用）

調査項目			調査手法	調査地点・範囲	調査時期・頻度	評価指針
騒音	博覧会開催による騒音	・騒音レベルの 90%レンジ上端値 (L_{A5}) ・等価騒音レベル (L_{Aeq})	「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年 9 月 環境庁告示第 64 号)に定める測定方法で測定する。測定高さは地上 1.2m とする。	・敷地境界地点 会場予定地及び(仮称)舞洲駐車場予定地 各 1 地点 ・一般環境調査地点 1 地点	・開催期間中 ・平日、休日 各 1 日	・敷地境界地点 工場・事業場における騒音の規制基準値(昼間:65 デシベル、朝・夕:60 デシベル、夜間:55 デシベル)以下であること ・一般環境調査地点 環境基準(昼間:60 デシベル、夜間:50 デシベル)の達成と維持に支障を及ぼさないこと
	航空機による騒音	時間帯補正等価騒音レベル (L_{den})	「航空機騒音測定・評価マニュアル」(令和 2 年 3 月、環境省)に定める環境騒音の表示・測定方法に準拠する。	一般環境調査地点 1 地点	・開催期間中 ・平日、休日 各 1 日	航空機騒音に係る環境基準値(62 デシベル以下)の達成と維持に支障を及ぼさないこと
低周波音	博覧会開催による低周波音	G 特性音圧レベル及び 1/3 オクターブバンド周波数別音圧レベル	「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成 12 年 10 月 環境庁大気保全局)に定める方法により測定する。	一般環境調査地点 1 地点	・開催期間中 ・平日、休日 各 1 日	「低周波音問題対応の手引書」(環境省、平成 16 年)に記載される心身に係る苦情に関する参照値等との比較により生活環境の維持に支障を及ぼさないこと
	航空機による低周波音					ISO-7196 に示される感覚閾値等との比較により生活環境の維持に支障を及ぼさないこと
騒音・振動	道路交通騒音・振動	・等価騒音レベル (L_{Aeq}) ・振動レベルの 80%レンジ上端値 (L_{10}) ・交通量	・騒音:「騒音に係る環境基準について」(平成 10 年 9 月 環境庁告示第 64 号)に定める測定方法で測定する。測定高さは地上 1.2m とする。 ・振動:「振動規制法施行規則」に定める測定方法で測定する。 ・交通量交通量を目視により計数する。	主要走行ルート 6 地点 (図 6.1(1)交通 No.1 ~ 交通 No.6)	・開催期間中の影響最大月 ・平日、休日 各 1 日	・騒音 環境保全目標値(交通 No.1~No.4 は昼間:70 デシベル、夜間:65 デシベル、交通 No.5~交通 No.6 は昼間:65 デシベル、夜間:60 デシベル)以下であること ・振動 道路交通振動の要請限度(昼間:70 デシベル、夜間:65 デシベル)以下であること
	廃棄物	種類別発生量・排出量及びリサイクル量	記録台帳の整理等による	会場予定地	開催期間中	環境保全の観点から、発生量・排出量の抑制及び適切なりサイクル・処理がなされていること

表 6.1(4) 事後調査内容（施設の利用）

調査項目		調査手法	調査地点・範囲	調査時期・頻度	評価指針
地球環境	種類別のエネルギー使用量及びCO ₂ 排出量	電気、ガス、水道等の使用実績の整理等による	会場予定地	開催期間中	環境保全の観点から、エネルギー使用量の抑制及び適切な配慮がなされていること
陸域動物	鳥類の飛来状況	定点調査、任意調査	会場予定地及びその周辺	開催期間中の 4 月から 7 月に各月 1 回	環境保全の観点から、適切な配慮がなされていること

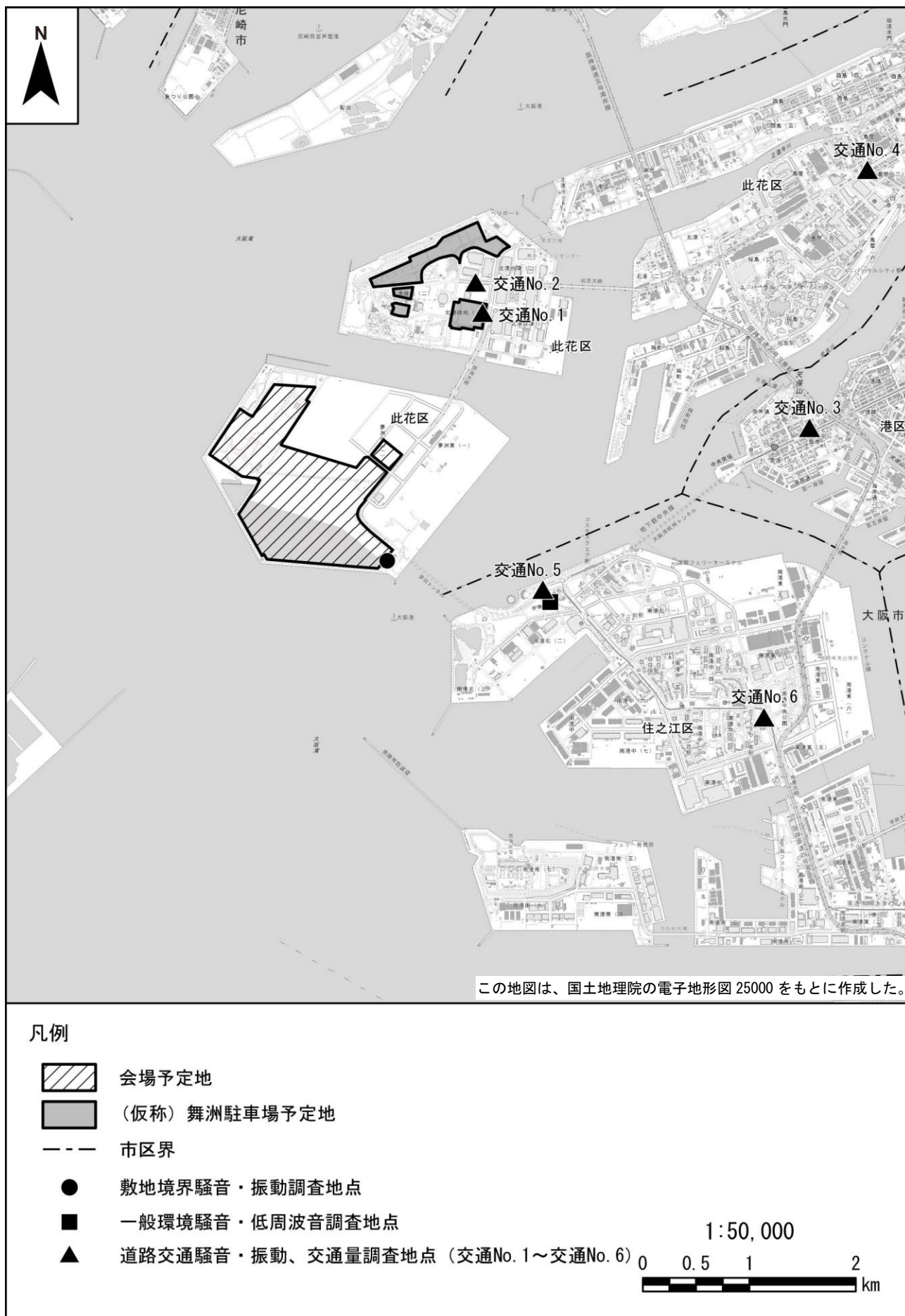


図 6.1(1) 調査地点 (騒音、振動、低周波音)

測量法に基づく国土地理院長承認（複製） R4JHf 69

本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。